

○新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会設置要綱

(平成27年8月14日平成27年度要綱第8号)

改正 平成28年6月7日平成28年度要綱第6号

1 趣旨

新国立競技場整備事業（設計業務及び新営工事）の調達にあたり、設計・施工一貫による調達の実施等について、技術提案等に係る審議に関し、専門的かつ公正な調査審議を実施するため、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）に新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 審議事項

委員会は、新国立競技場整備事業の調達に関し、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 技術提案の審査等に関すること。
- (2) 優先交渉権者との価格等の交渉に関すること。
- (3) その他センター理事長が必要と認める事項に関すること。

3 委員会の構成

- (1) 委員会は、学識経験者等からセンター理事長が委嘱した者（以下「委員」という。）により構成する。
- (2) 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (3) 委員長は、会務を総理し、委員会の議長を務めるものとする。
- (4) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

4 委員の任期等

- (1) 委員会の委員の任期は、センター理事長が委嘱した日から、工事請負の契約締結日までとする。ただし、設計業務の契約期間中に工事請負の契約を行う場合は設計業務の契約の完了日までとする。
- (2) センター理事長が委嘱した委員は非常勤とする。
- (3) 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た情報について、開示が決定されたものを除き、守秘義務を負う。

5 委員会の開催

- (1) 委員会は、センター理事長の依頼に基づき、委員会の委員長が招集し、開催する。会議を召集すべき日時が決まり次第、委員長が適当と認める方法により、遅滞なく、公表する。
- (2) 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- (3) 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係がある（思料される場合を含む。）審議事項について、その審議等に加わることができない。

- (4) 委員長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- (5) 委員会は、技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため非公開とする。
- 6 委員会における資料等の公表
委員会における資料及び議事録は、委員会が定める方法により、公表する。
- 7 審査結果の公表等
 - (1) 技術提案の審査を経て、発注者が優先交渉権者を決定した場合は、審査結果及びその概要を公表する。
 - (2) 交渉を経て、発注者が工事契約を締結した場合は、契約相手方及び交渉に係る過程の概要を公表する。
- 8 庶務
委員会に関する庶務は、センター新国立競技場設置本部の協力を得てセンター財務部調達管財課が行う。
- 9 雑則
この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月14日から施行する。

附 則(平成28年6月7日平成28年度要綱第6号)

この要綱は、平成28年6月7日から施行する。